

周術期特定行為研修運営細則

2021年6月2日制定

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の定款第4条第3号及び7号に定める事業としての周術期特定行為研修に関し、必要な事項を定める。

(運営の概要)

第2条 この法人は、十分な研修を受けた看護師が特定行為を実施することを実現するため、この法人が指定研修機関となり、認定病院を協力施設とした体制下で「日本麻酔科学会特定行為パッケージ研修」（以下、「研修」という）を実施する。

- 2 この法人が定める研修とは、厚生労働省が2015年に施行した「特定行為に関わる看護師の研修制度」に基づく特定行為38行為の内8行為について、この法人が提示する手順書モデルに沿って協力施設で適切に実施するものとする。
- 3 前項で定める8行為は別表のとおりとする。
- 4 この法人は、厚生労働省に研修を修了した受講者について報告する。

(組織)

第3条 この法人は研修を運営するにあたり、特定行為研修管理委員会（以下、「管理委員会」）、ならびに特定行為研修審査委員会（以下、「審査委員会」）を設置する。

- 2 管理委員会、および審査委員会の委員は、委員長が推薦し、理事会承認後、理事長が委嘱する
- 3 審査委員会の委員長は管理委員会委員長をもって充て、審査委員会を統括する
- 4 審査委員会は委員長1名、副委員長2名およびこの法人の委員若干名を以って組織する
- 5 前項の副委員長は委員長の推薦により委員の中から選出し、理事長が委嘱する

(役割)

第4条 管理委員会は次に掲げる事項を役割とする。

- (1) 特定行為区分ごとの特定行為研修計画の作成
 - (2) 受講者の履修状況の管理
 - (3) 受講者の研修終了後の評価
 - (4) 特定行為研修実施の統括管理
 - (5) その他委員長が必要と認める事項に関すること
- 2 審査委員会は協力施設の審査、ならびに研修受講者の選考を行う。

(任期)

第5条 管理委員会ならびに審査委員会の委員長の任期は委員会細則第7条に基づく。

- 2 審査委員会副委員長、委員の任期は、就任後1年以内に開催される定時社員総会の終結の時までの1年とし、重任を妨げない。ただし、連続する4期を超えることは出来ない。
- 3 副委員長に欠員が生じたときは、委員の中から補充する。
- 4 委員に欠員が生じたときは、必要に応じて補充することができる。

(守秘義務)

第 6 条 第 3 条に定める委員は，委員会の審議中に知りえた事項を，審議の後も含めて外部に漏らしてはならない。

(雑 則)

第 7 条 この細則のほか，周術期特定行為研修制度の運営，協力施設，ならびに研修受講者の選考に必要な事項は，別に定める。

(細則の変更)

第 8 条 この細則の変更は，諸規則制定に関する規程第 4 条 (3) に従ってなす。

附 則

1. この細則は 2021 年 6 月 2 日から施行する。

別 表

特定行為区分の名称(6区分)	特定行為(8行為)
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸器からの離脱
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	脱水症状に対する輸液による補正
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整